

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 第十次鳥獣保護事業計画を変更した件 二九六
- 福島県カワウ保護管理計画を変更した件 二九六
- 計量器の定期検査を実施する件 二九六

公 告

- 道路の区域を変更する件二件 二九七
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した件二件 二九七
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二九八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二九八

告 示

福島県告示第二百九十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四条第一項の規定により、第十次鳥獣保護事業計画を変更した。この変更に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
第十次鳥獣保護事業計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)

(自然保護課)

福島県告示第二百九十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第七条第一

項の規定により、福島県カワウ保護管理計画を変更した。この変更に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
福島県カワウ保護管理計画書
- 二 縦覧の場所
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)

(自然保護課)

福島県告示第二百九十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
耶麻郡猪苗代町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	六月一日 午前一〇時三〇分から 午前一一時三〇分まで	樋ノ口多目的集会所
同	同	同	猪苗代第二町民体育館
同	同	六月二日 午前一〇時三〇分から 午後三時三〇分まで	猪苗代町役場
同	同	六月三日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	北塩原村自然環境活用センター

喜多方市	耶麻郡磐梯町	河沼郡湯川村							
で	同	同	同	同	同	同	同	同	同
午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで	午後二時から 午後三時三〇分まで
喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所	喜多方市高郷総合支所
熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館	熱塩加納体育館
山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館	山都体育館
北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場	北塩原村役場
湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館	湯川村公民館
磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館	磐梯町中央公民館
六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月八日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで
六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月九日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで
六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	六月一〇日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで
六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで	六月一四日 午後一時二〇分から 午後三時三〇分まで
六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から	六月一五日 午前九時三〇分から
農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家	農村婦人の家
松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館	松山公民館

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	六月一八日から七月一日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所
喜多方市、耶麻郡北塩原村、同郡磐梯町、同郡猪苗代町及び河沼郡湯川村	非自動はかり、分銅及びおもり	六月一七日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同
		六月一六日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	同
		午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	喜多方市役所
		午前十一時三〇分まで	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

福島県告示第二百九十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十二年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供す

（計量検定所）

る。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀川三春線	郡山市中田町高倉字宮ノ脇四八番一地从先から同 市中田町高倉字古御館一七八番一地从先まで	変更前	A 一〇・〇 二八・〇	六六八・二
		変更後	A 一〇・〇 二八・〇 B 一六・〇 五三・〇	六六八・二 七二四・五

(道路計画課)

福島県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十二年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野郡山線	郡山市中田町高倉字槻ノ口一九番二地从先から同 市中田町高倉字宮ノ脇五二番一地从先まで	変更前	A 八・〇 二八・〇	一、二八二・〇
		変更後	A 八・〇 二八・〇 B 一三・〇 九六・〇	一、二八二・〇 一、二六〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百九十八号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県中建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川の名称
一級河川阿武隈川水系北須川
- 二 河川管理施設の名称又は種類
左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置
石川郡平田村大字上蓬田字清水内八番地一地从先から同郡同村大字上蓬田字銭神前三十二番地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 平田村長 澤村 和明 石川郡平田村大字永田字広町三十四番地
- 五 管理の内容
1 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもつぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法(昭和二十七年法律第八十号)又は同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理(道路専用施設以外の部分に係る同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。)

六 管理の期間

平成二十二年四月九日から道路の存続する日まで

(河川計画課)

福島県告示第二百九十九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立した。その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県いわき建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 河川の名称
二級河川藤原川水系藤原川及び矢田川
- 二 河川管理施設の名称又は種類

左岸堤防
 三 河川管理施設の位置
 いわき市小名浜相子島字石田六十三番一地先から同市小名浜大原字富岡前百四番三
 地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所
 道路管理者 いわき市長 渡辺 敬夫 いわき市平字梅本二十一番地

五 管理の内容
 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもつ
 ぱら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属
 物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものにつ
 いての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 1、2及び3に掲げるもののほか、道路法（昭和二十七年法律第八十号）又は
 同法に基づく命令の規定による兼用工作物の管理（道路専用施設以外の部分に係る
 同法第二十二條第一項又は同法第五十八條第一項の規定による権限の行使を除く。）
 六 管理の期間

平成二十二年三月三十一日から道路の存続する日まで

（河川計画課）

公 告

公告第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

鹿島町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 長澤 初男 南相馬市鹿島区山下字中ノ内一〇番地
 理事 田中 勝雄 南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸一三四番地の一

（農村計画課）

公告第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の
 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年四月二十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
 檜葉町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 松本 掌 双葉郡檜葉町大字下繁岡字篠柄一七番地

同 小澤 公道 同 郡同 町大字上小塙字寺後五七番地

同 渡邊 一重 同 郡同 町大字波倉字腰巻五五番地

同 三瓶 勇一 同 郡同 町大字大谷字山根九七番地の三

同 片山 一吉 同 郡同 町大字井出字萩平一一八番地の二

同 村上 良正 同 郡同 町大字上繁岡字山神一二四番地の二五

同 矢内 一紘 同 郡同 町大字前原字付念田三八番地

同 齋藤 勇 同 郡同 町大字山田岡字竹ノ花三番地

同 佐藤 充男 同 郡同 町大字上繁岡字取上下一〇一番地

同 鈴木 英雄 同 郡同 町大字山田浜字シウ神山一一番地の二

同 山内 力彌 同 郡同 町大字北田字新田東一七番地

同 松本 與吉 同 郡同 町大字井出字下川原三〇番地

同 矢内 安 同 郡同 町大字前原字研下一六番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 松本 掌 双葉郡檜葉町大字下繁岡字篠柄一七番地

同 矢内 安 同 郡同 町大字前原字研下一六番地

同 志賀 良久 同 郡同 町大字大谷字西代三九番地の四

同 渡邊 芳男 同 郡同 町大字井出字木屋二〇番地

同 矢内 一紘 同 郡同 町大字前原字付念田三八番地

同 齋藤 勇 同 郡同 町大字山田岡字竹ノ花三番地

同 松本 富士夫 同 郡同 町大字井出字除込一一番地の一

同 猪狩 秀男 同 郡同 町大字井出字苜集三番地

同 柴田 浩光 同 郡同 町大字上繁岡字奥海九七番地

同 阿野田登美夫 同 郡同 町大字波倉字汐ノ作六一番地の二

同 鈴木 英雄 同 郡同 町大字山田浜字シウ神山一一番地の二

同 鈴木 徳雄 同 郡同 町大字上小塙字根ッ子原三四番地

同 山内 茂司 同 郡同 町大字北田字台一番地

同 猪狩 秀峻 同 郡同 町大字上繁岡字山根九九番地の三

（農村計画課）